

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

川崎町の人口は、昭和30年をピークに減少に転じており、令和7年6月末現在には7,776人となり、今なお減少傾向が続いている。また、高齢化率は41.4%であり、高い高齢化率となっている。

また、町域の約8割を森林が占めるなど、自然豊かで農業が盛んな地域であったが、川崎町は山形市と仙台市を結ぶ交通の要所であり、両市より1時間以内で通勤可能であるなど労働力の確保が見込めたため、高度成長期には、製造業を中心とした企業の進出等が相次ぎ、現在では製造業が町基幹産業の一つとなった。

川崎町の企業のほとんどが中小企業、小規模企業者であり、少子高齢化の影響等により、人手不足・後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると長い期間を経て形成されてきた町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、本町では、町内に立地する事業者に対する町補助金として「ようこそ川崎町へ企業立地応援条例」を制定するなど独自の取り組みを講じてきた。

一方で、引き続き町内中小企業の事業継続と更なる発展のため、今後労働生産性の向上は、喫緊の課題となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内経済全体の向上を図るとともに、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越え、更なる経済発展を目指す。

また、中小企業・小規模事業者を支援する姿勢を明確にすることにより、町内事業者の自発的な活性化の動きにつなげていく。

これを現実するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

川崎町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が川崎町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現

する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、町内に工場や事業所（従業員の配置）がなく、売電を目的として、雑種地、山林、田畑及びその他遊休地等に設置する太陽光発電に関する設備については、本町の雇用の創出や地域経済の発展に直接つながらず、本計画の趣旨及び目標にそぐわないため対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（1）対象地域

川崎町の産業は、宮城川崎インターチェンジ周辺、平地部、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、川崎町内全域とする。

（2）対象業種・事業

川崎町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が川崎町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

税制の適用期間と計画期間を一致させるため、2年未満（令和7年8月20日～令和9年3月31日）とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ③ 市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。